

議第246号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

令和8年2月16日提出

京都市長 松 井 孝 治

相 手 方	
事 件 の 種 類	母子福祉資金貸付金の返還の請求
事 件 の 内 容	相手方は、本市が母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による母子福祉資金貸付金として貸し付けた修学資金（以下「本件貸付金」という。）の連帯借受人として、本件貸付金を返還する義務があることから、本市は、借受人及び相手方に対し、本件貸付金の返還を請求したが、借受人及び相手方は、その一部しか返還していない。 そこで、本市は、京都簡易裁判所の裁判所書記官に対し、相手方に本件貸付金から既に支払われた金額を差し引いた額（806,600円）の金員及び支払督促の手續の費用の支払を命じる旨の支払督促を申し立て、当該裁判所書記官は、相手方に対し支払督促を発したが、相手方がこれに対し適法な督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 このため、この訴訟を継続し、又は裁判上の和解を行おうとするものである。 なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。